

福祉局長決定

平成26年8月21日制定

平成27年6月10日改定

平成28年4月1日改定

平成29年4月1日改定

平成30年4月1日改定

平成31年4月1日改定

令和2年4月1日改定

令和3年4月1日改定

令和4年4月1日改定

令和5年4月1日改定

令和6年4月1日改定

令和7年4月1日改定

東北地方太平洋沖地震に伴う国民健康保険の保険料の減免に関する基準

1 趣旨

この基準は、神戸市国民健康保険条例施行規則（昭和35年12月規則第75号。以下「施行規則」という。）第13条の2の規定に基づき東北地方太平洋沖地震に伴う国民健康保険の保険料の減免に関する規則（平成26年8月規則第8号。以下「震災減免規則」という。）第1条に該当する者の属する世帯の減免額の算定基準、減免期間、その他の必要な事項を定めるものとする。

2 減免額の算定及び減免期間

震災減免規則第1条に該当する者の属する世帯は、平成26年4月分から令和8年3月分までの保険料（賦課されている期間にかかる所得割、均等割、平等割のすべての区分）に相当する額を、免除する。ただし、住所地が平成29年4月以前に避難指示区域等の指定が解除された地域であった世帯については、別表に掲げる地域ごとに定める減免期間及び減免割合に応じて、減免を適用する。

3 添付資料の特例

震災減免規則第1条各号の認定は、納付義務者から以下の証明書等の提出または提示を受けて行う。ただし、当該証明書により認定することができないやむを得ない理由があると市長が認める場合は、書面による申し立てにより認定することができる。

- ① 罹災証明書等の震災減免規則第1条各号に該当する事実を確認できる書類

4 震災減免適用者の特例

震災減免規則及び本基準に基づき国民健康保険料の減免を適用した者については、神戸市国民健康保険条例（昭和35年10月条例第24号）第23条第3項の規定に基づき、翌年度の保険料についても職権により震災減免規則及び本基準に基づき減免を行う。ただし、別表に掲げる地域に該当する世帯で、保険料の半額免除が適用されていれば、この限りではない。

5 他の減免との適用関係等

- (1) 震災減免規則第1条に該当する者の属する世帯が、同一の事由により施行規則第13条第2号にも該当する場合は、震災減免規則第1条に基づく減免を適用する。
- (2) 東北地方太平洋沖地震の被災者に対する特例として、一部負担金を免除されていることは、施行規則第13条第4号の「条例第7条に規定する一部負担金の減免を受けた場合」には該当しないものとする。

（別表）

住所地を有していた地域（福島県内）	減免期間	減免割合
【平成26年までに避難指示区域等の指定が解除された地域】 ・ 広野町、楢葉町の一部、南相馬市の一部 （旧緊急時避難準備区域） ・ 川内村の一部、田村市（旧緊急時避難準備区域及び旧避難指示解除準備区域） ・ 特定避難勧奨地点	平成26年度から 令和4年度相当分	全額免除
	令和5年度相当分	半額免除
	令和6年度相当分 以降	減免なし

【平成27年までに避難指示区域等の指定が解除された地域】 ・檜葉町の残り全域（旧避難指示解除準備区域）	平成26年度から 令和5年度相当分	全額免除
	令和6年度相当分	半額免除
	令和7年度相当分以降	減免なし
【平成28年までに避難指示区域等の指定が解除された地域】 ・葛尾村の一部、南相馬市の一部（旧避難指示解除準備区域及び旧居住制限区域） ・川内村の残り全域（旧居住制限区域）	平成26年度から 令和6年度相当分	全額免除
	令和7年度相当分	半額免除
	令和8年度相当分以降	減免なし
【平成29年までに避難指示区域等の指定が解除された地域】 ・飯舘村の一部、浪江町の一部、川俣町、富岡町の一部（旧避難指示解除準備区域及び旧居住制限区域）	平成26年度から 令和7年度相当分	全額免除
	令和8年度相当分	半額免除
	令和9年度相当分以降	減免なし

附 則

（施行期日）

この基準は、平成26年8月21日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則

（施行期日）

改正後の規定は、平成27年6月10日から施行し、平成27年4月1日から適用する。平成26年度以前の保険料については、なお従前の例によるものとする。

附 則

（施行期日）

改正後の規定は、平成28年4月1日から施行する。平成27年度以前の保険料については、なお従前の例によるものとする。

附 則

（施行期日）

改正後の規定は、平成29年4月1日から施行する。平成28年度以前の保険料については、なお従前の例によるものとする。

附 則

（施行期日）

改正後の規定は、平成30年4月1日から施行する。平成29年度以前の保険料については、なお従前の例によるものとする。

附 則

（施行期日）

改正後の規定は、平成31年4月1日から施行する。平成30年度以前の保険料については、なお従前の例によるものとする。

附 則

（施行期日）

改正後の規定は、令和2年4月1日から施行する。令和元年度以前の保険料については、なお従前の例によるものとする。

附 則

（施行期日）

改正後の規定は、令和3年4月1日から施行する。令和2年度以前の保険料については、なお従前の例によるものとする。

附 則

（施行期日）

改正後の規定は、令和4年4月1日から施行する。令和3年度以前の保険料については、なお従前の例によるものとする。

附 則

（施行期日）

改正後の規定は、令和５年４月１日から施行する。令和４年度以前の保険料については、なお従前の例によるものとする。

附 則

（施行期日）

改正後の規定は、令和６年４月１日から施行する。令和５年度以前の保険料については、なお従前の例によるものとする。

附 則

（施行期日）

改正後の規定は、令和７年４月１日から施行する。令和６年度以前の保険料については、なお従前の例によるものとする。